

瀬戸内産業芸術祭受入環境整備補助金 申請のてびき

■ この補助金について

玉野市では、「産業＝アート（産業芸術）」をコンセプトに、工場が主役の分散型美術館を実現する「瀬戸内産業芸術祭」に、市内の工場・プラント等のものづくりの現場で参画し、来場者を受け入れる事業者の環境整備費用を支援します。地域産業の活性化・観光振興・関係人口の拡大が目的です。

■ 対象となる方

市内の工場、プラントその他のものづくりの現場において、瀬戸内産業芸術祭に参画する事業者

※本社の所在地は問いません。市内のものづくりの現場で芸術祭に参画（来場者を受入れ）していれば対象です。

※市税を滞納している方、暴力団等に該当する方は対象外です。

■ 補助額

補助対象経費の2分の1以内

- ・初回申請 上限 50 万円
- ・2 回目以降の申請 上限 30 万円

※1 事業者あたり最大 3 回（各年度 1 回まで）

※予算総額（200 万円）の範囲内。先着順とし、予算総額に達し次第、受付を終了します。必要書類をそろえてお早めにご申請ください。

■ 対象となる経費（具体例）※補助対象経費は「税抜額」で計算してください。

需用費 (消耗品・印刷等)	・パンフレット、チラシ、リーフレットの印刷代 ・案内看板、掲示物、のぼり旗の材料費（簡易なもの。工事を伴うものは対象外） ・イヤホンカバー等の使い捨て衛生用品 ・受付用品、文具、養生材等の消耗品 ・会場で使用する燃料費（発電機の燃料等）
借上料 (レンタル)	・イベント会場、会議室、テント等の借上料 ・机、椅子、パネル、展示台のレンタル料 ・プロジェクター、モニター、タブレットのレンタル料 ・音響設備（スピーカー、マイク、アンプ） ・イヤホンガイド、レシーバー等の音声ガイド機器、翻訳機器 ・照明機材、発電機 ・来場者送迎用の車両、駐車場の借上料
広告宣伝費 (宣伝・広告出稿)	※芸術祭の受入れ・誘客に係るものに限る。単なる企業・商品の宣伝は対象外 ・ポスター、チラシの作成・配布費 ・新聞、SNS 等への広告掲載費
委託外注費 (人手・運営の委託)	・イベント運営（当日の受付・運営スタッフ等）の委託費 ・警備、交通誘導の委託費 ・来場者対応、通訳・ガイドの委託費 ・会場設営、撤去の委託費
専門家委託経費 (成果物の制作・構築の委託)	・案内看板、サイン等の制作・設置の委託費 ・ホームページ、特設 Web サイトの構築・改修の委託費 ・システム保守の委託費 ・PR 動画、記録映像等の制作の委託費 ・写真撮影、デザイン制作の委託費

【区分に迷ったときの考え方】

- ・買って使い切るもの・材料 → 需用費
- ・借りるもの（機材・会場・車両） → 借上料
- ・宣伝そのもの（広告・チラシ作成配布） → 広告宣伝費
- ・当日の運営・警備など人手の業務委託 → 委託外注費
- ・HP・映像・看板など専門技術での制作構築 → 専門家委託経費

★委託系（委託外注費／専門家委託経費）の見分け方★

- ・「人手・運営」を委託 → 委託外注費（受付・案内、会場設営・撤去、警備・交通誘導、通訳）
- ・「成果物の制作・構築」を委託 → 専門家委託経費（看板・サインの制作設置、HP 構築、映像制作）

※判断のポイントは「納品される成果物が残るか」です。

■ 対象とならない経費（注意）

- ・パソコン、スマートフォン等の購入費（汎用性が高いもの）
- ・土地の取得・造成、建物の建築、基礎工事等の工事費
- ・参加者個人が負担すべき費用（体験キット代等）、特定の個人・事業者への給付に類する経費
- ・人件費（自社の役員・従業員の給与・賃金等）
- ・飲食費、接待交際費
- ・既存事業の維持運営費
- ・消費税及び地方消費税相当額
→ 補助対象経費は「税抜額」で計算してください。

■ 申請から支払までの流れ

- ① 交付申請（様式第 1 号＋計画書・予算書・参画確認書類等）
↓
- ② 交付決定通知（市 → 事業者）※この後に着手！
↓
- ③ 事業実施（受入環境の整備）
↓
- ④ 実績報告（様式第 7 号＋実績書・決算書・領収書等）
↓
- ⑤ 額の確定通知（市 → 事業者）
↓
- ⑥ 交付請求（様式第 11 号）→ 補助金の支払

★重要★ 交付決定の「前」に契約・発注すると補助対象外です。

やむを得ず早く着手する場合は、必ず事前に「事前着手届」を提出し、市の受理を受けてください（それでも交付は確約されません）。

【記載例】様式第2号 事業計画書

1. 芸術祭に参画するものづくりの現場（会場）

（記載例）施設名称：〇〇工場／所在地：岡山県玉野市〇〇造船の製造ラインを有する当社工場を会場として開放する。

2. 事業概要

（記載例）当社工場において、来場者が造船・ものづくりの工程を間近で見学・体験できる受入環境を整備する。安全に配慮した見学動線を確認し、翻訳タブレットの導入により外国人来場者にも対応する。あわせて SNS とチラシで広く情報発信を行い、玉野市の産業とまちの魅力を伝える。

3. 具体的な取組内容

☒ 製造工程等の見学

（記載例）製造ラインを一部開放し、係員が説明する見学ツアーを実施。

☒ 製造工程等の体験

（記載例）製品の一部工程を体験できるワークショップを開催。

☒ プロモーション

（記載例）自社 SNS と市の観光サイトで芸術祭・自社の取組を発信。

4. 誘客・プロモーション方法

（記載例）Instagram・X での事前告知、市内公共施設でのチラシ配架、公式サイトへの特設ページ開設。

5. 連携体制

（記載例）市内高校生をボランティアとして受け入れ、受付・案内を担当。地元自治会と連携し、駐車場・誘導の協力を得る。

6. 市の観光ルートへの協力内容

（記載例）市内周遊ルートのモデルコースづくりに協力し、案内マップへの掲載に同意する。

■ Q&A

Q1. 本社が玉野市外にありますが、対象になりますか？

A. なります。本社の所在地は問いません。市内の工場・プラント等のものづくりの現場で芸術祭に参画し、来場者を受け入れる事業者であれば対象です。

Q2. 市税の滞納がないことは、どの税について確認されますか？

A. 玉野市に納める市税（法人市民税、固定資産税等）について確認します。本社が市外の事業者であっても、市内に工場・プラント等を有する場合、固定資産税等の納税義務が生じるのが一般的です。市が公簿で確認できる場合は、証明書類の提出を省略できます。市内に納税実績がない場合の取扱いは、担当課までお問い合わせください。

Q3. なぜ消費税は補助対象外なのですか？

A. 課税事業者は支払った消費税を後日「仕入税額控除」で差し引けるため、実質的な負担が生じません。二重の利益を避けるため対象外としています。

補助対象経費は税抜額でご計算ください。

Q4-1. 「広告宣伝費」と「委託外注費」「専門家委託経費」はどう違いますか？

A. 次のとおり、費用の性質で区分します。

- ・ 広告宣伝費＝芸術祭の来場者の受入れ・誘客のためのチラシ作成配布・広告出稿などの宣伝費用（単なる企業・商品の宣伝は対象外）。
- ・ 委託外注費＝当日の運営・受付・案内、警備・交通誘導など、人手や運営の業務委託費用（宣伝や制作以外の業務委託）。
- ・ 専門家委託経費＝ホームページ構築や映像制作、看板の制作・設置など、専門技術により成果物を制作・構築する委託費用。

迷ったときは、「宣伝そのもの」＝広告宣伝費、「人手・運営の委託」＝委託外注費、「成果物を作る委託」＝専門家委託経費、と考えてください。

Q4-2. 自社の商品 PR のチラシや広告も対象になりますか？

A. この補助金の広告宣伝費は、瀬戸内産業芸術祭の来場者の受入れ・誘客に係るものが対象です。芸術祭と関係のない、単なる自社商品・企業の宣伝は対象外です。チラシや広告に「芸術祭への参画・来場案内」の要素が含まれ、受入・誘客に資するものであることが説明できる内容としてください。

Q5. 交付決定の前に発注してもよいですか？

A. 原則できません。交付決定通知を受けてから着手してください。やむを得ない事情がある場合は、事前に「事前着手届」を提出し、市の受理を受ける必要があります（それでも交付は確約されません）。

Q6. 何回まで申請できますか？

A. 1 事業者につき最大 3 回（各年度 1 回まで）です。補助上限は初回 50 万円、2 回目以降 30 万円です。

Q7. 作成したチラシや動画は市に使われますか？

A. 著作権は事業者に帰属しますが、市は産業振興・観光振興の PR 目的で、画像・写真・映像・パンフ等を市 HP・観光パンフ・イベント等で無償利用させていただきます。

Q8. 計画を変更する場合、必ず事前の承認が必要ですか？

A. 事業内容や補助対象経費に影響する変更は、事前に「変更承認申請書（様式第 6 号）」による承認が必要です。ただし、次のような「軽微な変更」は、事前承認を要しません（実績報告時にご報告ください）。

【軽微な変更の例】

- ・補助金額の増額を伴わない、経費区分間の流用で、流用額が補助対象経費総額の 20%以内であるもの
 - ・事業の目的や効果に影響しない範囲での、実施日程・会場内レイアウト等の軽微な変更
 - ・事業者名や代表者、連絡先等の形式的な事項の変更
- ※判断に迷う場合は、事前に担当課へご相談ください。

なお、次の変更は「軽微な変更」に当たらず、必ず事前承認が必要です。

- ・補助対象経費の増額（補助金額の増額を伴うもの）
- ・事業の中止又は廃止
- ・取組内容（見学・体験・プロモーション）の追加・取りやめ 等

Q9. スタッフの人件費は対象になりますか？

A. 自社の役員・従業員の給与や、自ら雇用する臨時スタッフの賃金は対象外です。一方、運営・警備・通訳等を外部業者に業務として委託する場合の費用は「委託外注費」として対象になります。

Q10. 芸術祭の会期が始まってから申請することもできますか？

A. できます。募集期間は会期終了の 10 日前（10 月 21 日）まで設けており、会期中の状況を踏まえた追加の受入環境整備（誘導強化、多言語対応の追加等）にもご活用いただけます。ただし、交付決定から会期終了までの実施期間が短くなりますので、看板制作やホームページ構築など、一定の制作期間を要する内容は、お早めにご相談・ご申請ください。

■ お問い合わせ・提出先

玉野市 産業振興部 観光課

〒706-0002 岡山県玉野市築港 1-1-3

TEL：0863-33-0222 MAIL：kankou@city.tamano.lg.jp